

土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を公表します

—土砂災害から「いのち」を守るために—

県では、がけ崩れなどの土砂災害から「いのち」を守るため、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を進めています。

急傾斜地の崩壊に係る土砂災害警戒区域^{※1}については、平成28年度までに指定が完了していますが、このたび、土砂災害特別警戒区域^{※2}の指定の前段として、新たに基礎調査結果を公表しますので、お知らせします。

※1 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

※2 土砂災害特別警戒区域

警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

1 新たに基礎調査結果を公表する市区町村

- (1) 横浜市旭区
- (2) 横浜市緑区
- (3) 海老名市
- (4) 座間市
- (5) 綾瀬市

※ 一部隣接する他の市区町村を含みます。

※ 特別警戒区域の基礎調査結果を踏まえ、既に指定している警戒区域が変更となる箇所もあります。

2 基礎調査結果の閲覧

基礎調査結果は、「[神奈川県土砂災害情報ポータル](#)」のほか、次の場所で閲覧できます。

公表する市区町村	閲覧場所及び所在地	
横浜市旭区 横浜市緑区	横浜川崎治水事務所	〒220-0073 横浜市西区岡野2-12-20 (横浜西合同庁舎4階)
海老名市 座間市 綾瀬市	厚木土木事務所 東部センター	〒252-1133 綾瀬市寺尾本町1-11-3
上記の市区町村 (横浜市旭区等)	県土整備局 河川下水道部砂防海岸課	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 (神奈川県庁新庁舎 11 階)

※下記の市役所でも閲覧できます。

横浜市：横浜市建築局企画部建築防災課（横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 25 階）

海老名市：海老名市市長室危機管理課（海老名市勝瀬 175-1）

座間市：座間市市長室危機管理課（座間市緑ヶ丘 1-1-1）

綾瀬市：綾瀬市都市部都市計画課（綾瀬市早川 550）

3 事務所のホームページ

事務所の案内については、下記ホームページをご覧ください。

横浜川崎治水事務所 (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/i6k/index.html>)

厚木土木事務所東部センター

(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/hn6/cnt/f679/index.html>)

問合せ先

神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課

課長 千葉 電話 045-210-6500

急傾斜地グループ 井川 電話 045-210-6508